

## 次期の指定管理者について

### 1 概要

現在の指定管理者（社会福祉法人日高市社会福祉協議会）への指定管理期間は令和2年3月31日までとなっており、今年度中に次期の指定管理者を選定し、議会の議決を得る必要があります。

指定管理者の指定に当たっては、平成21年10月に定められた「日高市公の施設の指定管理者制度に関するガイドライン」に沿って事務を進めていきます。

### 2 過去の指定管理の状況

#### (1) 期間

ア 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

イ 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

ウ 平成29年4月1日から令和2年3月31日まで

(2) 指定した指定管理者 (1)のアからウまでのいずれも社会福祉法人日高市社会福祉協議会

(3) 公募、非公募の別 (1)のアからウまでのいずれも非公募

### 3 今後のスケジュール

令和元年9月中旬 日高市総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱（別紙案）の制定及び外部委員の委嘱

9月下旬 第1回日高市総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会会議

10月下旬 第2回日高市総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会会議

11月中旬 令和元年第6回日高市議会定例会に議案提出

令和2年1月以降 次期指定管理者との協議

4月1日 次期指定管理開始

日高市総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 日高市総合福祉センターにおける指定管理者の候補者を公平かつ適正に選定するため、日高市総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 日高市総合福祉センター 日高市総合福祉センター条例（平成8年条例第15号）に規定する日高市総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）をいう。

(2) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

（所掌事務）

第3条 委員会は、福祉センターの指定管理者の候補者の選定に関し、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 募集要項及び仕様書の審査及び決定に関する事項
- (2) 応募資格、評価基準、指定期間等の審査及び決定に関する事項
- (3) 指定管理者と締結する協定内容の審査に関する事項
- (4) 指定後の適正な管理運営の履行の確保に必要な事項の審査に関する事項
- (5) 指定後の適正なモニタリング等の実施方法の検討に関する事項
- (6) 評価基準に基づく評価の実施及び指定管理者の候補者の選定に関する事項
- (7) 公募制への移行の検討に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の候補者の選定に関し、市長が必要と認める事項

（組織）

第4条 委員会は、次に掲げる職にある市の職員及び外部委員をもって組織する。

- (1) 福祉子ども部長
- (2) 健康推進部長
- (3) 生活福祉課長
- (4) 障がい福祉課長
- (5) 子育て応援課長
- (6) 長寿いきがい課長
- (7) 政策秘書課長
- (8) 財政課長
- (9) 管財課長

2 外部委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、福祉子ども部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会に副委員長を置き、健康推進部長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉子ども部生活福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、令和元年 月 日から施行する。

2 この告示は、指定管理者の候補者の選定の日をもって、その効力を失う。